

施設・備品使用申請書

申請日 年 月 日

岩国YMC A保健看護専門学校
学校長 様

申請者 団体名
代表者
住 所
T E L

下記のとおり施設・備品等の使用についてお願いいたします。なお、使用に際しては規定を遵守いたします。

記

1. 使用目的（具体的に記入のこと）

2. 使用日 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）

3. 使用施設・人員・時間

使用施設	人数	使用時間	備考
空調使用〔有・無〕		: ~ :	
空調使用〔有・無〕		: ~ :	
空調使用〔有・無〕		: ~ :	

4. 使用備品・器具

備品名	数量	使用時間	備考
		: ~ :	
		: ~ :	
		: ~ :	
		: ~ :	

5. 入場料・参加費等の徴収 有 ・ 無 (※有の場合、施設使用料50%増)
商品や物品の販売 有 ・ 無 (※有の場合、施設使用料50%増)

※許可条件他

校長	事務長	受付	許可書

施設使用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は岩国YMCA保健看護専門学校の施設使用に関して必要な事項を定め、地域の発展、教育の向上ならびに公共の福祉を図る集会その他のために施設を利用してもらうことを目的とする。

(使用の制限)

第2条 次の場合には、使用を許可しない。

- 1) 授業その他、学校運営に支障をきたすおそれがあるとき。
- 2) 使用の目的が、YMCAの設立趣旨と合致しないとき。
- 3) 使用の目的が、教育および学校の独立性を損なうおそれがあるとき。
- 4) 建物および備品などを毀損するおそれがあるとき。
- 5) その他、使用不相当と認められるとき。

(使用申請)

第3条 使用を希望するものは、まず使用団体、日時、会場、担当者名、連絡先、使用目的を伝え、仮予約を行う。

- 2 学校行事等を確認し、使用が可能な場合、本校より使用希望担当者に使用申請書を渡し、必要事項を記入し使用日の1週間前までに校長宛に提出する。
- 3 施設使用の申込みは1年前から受け付ける。
- 4 使用にあたり飲食を伴う場合は、申し込みの際、その旨を届け出ること。また、その際は使用できる施設が制限されることを伝える。
- 5 看板、掲示等を必要とする場合は、申し込みの際、その旨を届け出て許可を得る。
- 6 土日祝日および当校の閉館日の使用、施設使用料は100%増しとなる。
- 7 入場料・参加費等を徴収する場合、施設使用料は50%増しとなる。
- 8 商品、物品の販売を希望される場合は、申し込みの際その旨を届け出て許可を得る。その際、施設使用料は50%増しとなる。
- 9 寄付金等の募集を希望される場合は、申し込みの際その旨を届け出て許可を得る。その際、施設使用料は50%増しとなる。
- 10 チラシ等の印刷物は、事前に内容を届け出て許可を得る。

(使用時間)

第4条 使用時間は原則次の通りとする。

月曜日～金曜日	17:00～21:00
土曜日、日曜日、祝日	9:00～17:00

(使用料)

第5条 施設使用料は、別表のとおりとする。ただし、主催団体および行事開催の趣旨によっては、施設使用料が減免になることもある。

(使用上の注意)

第6条 施設使用にあたり次の行為は禁止とする。

- 1) 校舎内・敷地内および周辺区域での喫煙
- 2) 危険物、動物等の持ち込み
- 3) その他、学校運営業務の妨害となる行為

(補償)

第7条 使用により損害を生じた場合は、使用者においてその補償をしなければならない。

(その他)

第8条 その他必要な事項は、別に校長が定める。

附 則

この規程は、2004年12月1日から施行する。

この規程は、2005年6月8日から施行する。

この規程は、2008年1月15日から施行する。

この規程は、2009年1月1日から施行する。

この規程は、2013年9月3日から施行する。

この規程は、2015年10月1日から施行する。

この規程は、2017年4月1日から施行する。

この規程は、2018年4月1日から施行する。

この規程は、2019年10月1日から施行する。

この規程は、2021年4月1日から施行する。

この規程は、2023年4月1日から施行する。